

フレックスタイム制に関する労使協定

会社と 会社従業員代表とは、労働基準法第32条の3の規定に基づき、フレックスタイム制について、次のとおり協定する。

(フレックスタイム制の適用従業員)

第1条 総務課所属の従業員を除く、全従業員にフレックスタイム制を採用する。

(清算期間)

第2条 労働時間の清算期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月とする。

(所定労働時間)

第3条 清算期間における所定労働時間は、清算期間を平均して1週40時間の範囲内で、1日7時間に清算期間中の労働日数を乗じて得られた時間数とする。

(1日の標準労働時間)

第4条 1日の標準労働時間は、7時間とする。

(コアタイム)

第5条 コアタイムは、午前10時から午後3時までとする。ただし、正午から午後1時までは休憩時間とする。

(フレキシブルタイム)

第6条 フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 午前7時から10時

終業時間帯 午後3時から 8時

(超過時間の取扱い)

第7条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間を超過したときは、会社は、超過した時間に対して時間外労働割増賃金を支給する。

(不足時間の取扱い)

第8条 清算期間中の実労働時間が所定労働時間に不足したときは、不足時間を次の清算期間の法定労働時間の範囲内で清算するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から1年とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申し出がないときには、さらに1年間の有効期間を延長するものとする。

平成 年 月 日

会社

代表取締役

⑨

会社

従業員代表

⑨